

令和4年度 企業誘致ガイド

■企業立地優遇制度

- ◇ 企業立地補助制度 1
- ◇ 企業立地補助制度の手続き 9
- ◇ 企業立地補助制度(県外企業の新規立地) 11
- ◇ 融資制度 13
- ◇ 地域未来投資促進法に基づく支援制度 14
- ◇ 情報通信関連事業立地促進補助制度 15
- ◇ 過疎地域等におけるSOHO事業者等に対する補助制度 16
- ◇ 外資系企業等誘致事業補助制度 17

■オンリーワン支援体制 18

■産業人材の育成・確保 19

■開発指定地域一覧 20

企業立地補助制度の概要

補助事業の種類	補助対象経費	補助率	
LED関連産業 立地促進事業	企業がLED関連産業や電子部品・デバイス・ 電子回路、電気機械器具等に係る工場を 新設又は増設する事業に要する経費	新規地元雇用者数が10人以上で、 投下固定資産額の総額1億円以上	投下固定資産額の5%
		新規地元雇用者数20人以上で、 投下固定資産額の総額20億円以上	投下固定資産額の10%
		新規地元雇用者数50人以上で、 投下固定資産額の総額30億円以上 (新設に限る。)	投下固定資産額の20%
環境・エネルギー 関連産業 立地促進事業	企業がリチウムイオン電池、太陽電池等 環境配慮型産業に係る工場を 新設又は増設する事業に要する経費	新規地元雇用者数が10人以上で、 投下固定資産額の総額1億円以上	投下固定資産額の5%
		新規地元雇用者数が20人以上で、 投下固定資産額の総額20億円以上	投下固定資産額の10%
		新規地元雇用者数が50人以上で、 投下固定資産額の総額30億円以上 (新設に限る。)	投下固定資産額の20%
医療・介護・健康 関連産業 立地促進事業	企業が医薬品、医療機器、介護用品、 機能的健康食品等医療・介護・ 健康関連産業に係る工場を 新設又は増設する事業に要する経費	新規地元雇用者数が10人以上で、 投下固定資産額の総額1億円以上	投下固定資産額の5%
		新規地元雇用者数が20人以上で、 投下固定資産額の総額20億円以上	投下固定資産額の10%
		新規地元雇用者数が50人以上で、 投下固定資産額の総額30億円以上	投下固定資産額の15%
地域ブランド化 推進企業 立地促進事業	企業が機械金属、木材・木工、食品関連等、 徳島県の特徴を活かした業種の産業集積に 資する工場を 新設又は増設する事業に要する経費	新規地元雇用者数が10人以上で、 投下固定資産額の総額1億円以上	投下固定資産額の5%
		新規地元雇用者数が20人以上で、 投下固定資産額の総額20億円以上	投下固定資産額の10%

◆本補助制度は電源立地地域対策交付金により基金造成を行い、財源としています。

限度額	補助要件
5億円	<p>新設又は増設しようとする工場であって、次の要件を具備することが見込まれること。</p> <p>1 「LEDバレイ構想」に参画する企業等によるLED関連業種や、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具等の生産を行う業種であること。</p>
10億円	<p>2 新規地元雇用において、県外に本社を置く企業にあつては、住民票の移動(県外→県内)を伴う転勤者を含めることができる。</p> <p>3 工場の敷地面積が9,000㎡以上又は建築面積が3,000㎡以上であること。 ただし、工場立地法に規定する工場適地又は農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に規定する農工団地に立地する場合にあつては、敷地面積及び建築面積について、各々5,000㎡及び1,500㎡とする。</p>
15億円	<p>4 用地取得(借上げを含む。)の日から10年以内に操業が開始されること。 ただし、増設の場合は用地取得の有無を問わない。</p>
5億円	<p>新設又は増設しようとする工場であって、次の要件を具備することが見込まれること。</p> <p>1 リチウムイオン電池関連業種、太陽電池関連業種、次世代輸送用機器関連業種、環境対応新素材関連業種等の環境配慮型産業関連業種であること。</p>
10億円	<p>2 新規地元雇用において、県外に本社を置く企業にあつては、住民票の移動(県外→県内)を伴う転勤者を含めることができる。</p> <p>3 工場の敷地面積が9,000㎡以上又は建築面積が3,000㎡以上であること。 ただし、工場立地法に規定する工場適地又は農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に規定する農工団地に立地する場合にあつては、敷地面積及び建築面積について、各々5,000㎡及び1,500㎡とする。</p>
15億円	<p>4 用地取得(借上げを含む。)の日から10年以内に操業が開始されること。 ただし、増設の場合は用地取得の有無を問わない。</p>
5億円	<p>新設又は増設しようとする工場であって、次の要件を具備することが見込まれること。</p> <p>1 「健康・医療クラスター構想」に参画する企業等による健康医療関連業種又は医薬品、医療機器、介護用品、機能的健康食品等を生産する医療・介護・健康関連業種であること。</p>
10億円	<p>2 新規地元雇用において、県外に本社を置く企業にあつては、住民票の移動(県外→県内)を伴う転勤者を含めることができる。</p> <p>3 工場の敷地面積が9,000㎡以上又は建築面積が3,000㎡以上であること。 ただし、工場立地法に規定する工場適地又は農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に規定する農工団地に立地する場合にあつては、敷地面積及び建築面積について、各々5,000㎡及び1,500㎡とする。</p> <p>4 用地取得(借上げを含む。)の日から10年以内に操業が開始されること。 ただし、増設の場合は用地取得の有無を問わない。</p>
5億円	<p>新設又は増設しようとする工場であって、次の要件を具備することが見込まれること。</p> <p>1 機械金属関連業種、木材・木工関連業種、食品関連業種等、徳島県の特性を活かした業種の産業集積に資すると認められる企業等であること。</p> <p>2 新規地元雇用において、県外に本社を置く企業にあつては、住民票の移動(県外→県内)を伴う転勤者を含めることができる。</p>
10億円	<p>3 工場の敷地面積が9,000㎡以上又は建築面積が3,000㎡以上であること。 ただし、工場立地法に規定する工場適地又は農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に規定する農工団地に立地する場合にあつては、敷地面積及び建築面積について、各々5,000㎡及び1,500㎡とする。</p> <p>4 用地取得(借上げを含む。)の日から10年以内に操業が開始されること。 ただし、増設の場合は用地取得の有無を問わない。</p>

補助事業の種類	補助対象経費	補助率	
農工連携推進 企業立地促進 事業	企業が徳島県の農業の生産性向上や 効率化に資する工場を 新設又は増設する事業に要する経費	新規地元雇用者数が10人以上で、 投下固定資産額の総額1億円以上	投下固定資産額の5%
		新規地元雇用者数が20人以上で、 投下固定資産額の総額10億円以上	投下固定資産額の10%
新分野進出 支援事業	企業が植物工場を新設又は増設する事業に 要する経費	新規地元雇用者数が10人以上で、 投下固定資産額の総額1億円以上 (5億円未満)	投下固定資産額の5%
		新規地元雇用者数が10人以上で、 投下固定資産額の総額5億円以上	投下固定資産額の10%
研 究 所 等 立地促進事業	企業等が研究所及び開発・研究部門等を 新設又は増設する事業に要する経費	新規地元雇用者が5人以上で、 投下固定資産額の総額5,000万円以上	投下固定資産額の20%
地方創生モデル 立地促進事業	企業が過疎地域において、地域資源を活用し、 地域振興に資すると認められる工場を 新設又は増設する事業に要する経費	新規地元雇用者が3人以上で、 投下固定資産額の総額2,000万円以上	投下固定資産額の5%
		新規地元雇用者が5人以上で、 投下固定資産額の総額5,000万円以上	投下固定資産額の10%
		新規地元雇用者が10人以上で、 投下固定資産額の総額2億円以上	
ベンチャー企業等 事業化促進事業	企業がベンチャー工場(事業所)を 新設又は増設する事業に要する経費	新規地元雇用者が3人以上	投下固定資産額の20%
		新規地元雇用者が10人以上	
		新規地元雇用者が30人以上	

限度額	補助要件
5億円	<p>新設又は増設しようとする工場であって、次の要件を具備することが見込まれること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 高度な技術の開発又は利用により、徳島県の農業の生産性向上や効率化に資すると認められる企業等であること。 2 新規地元雇用において、県外に本社を置く企業にあつては、住民票の移動(県外→県内)を伴う転勤者を含めることができる。 3 工場の敷地面積が9,000㎡以上又は建築面積が3,000㎡以上であること。 ただし、工場立地法に規定する工場適地又は農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に規定する農工団地に立地する場合にあつては、敷地面積及び建築面積について、各々5,000㎡及び1,500㎡とする。 4 用地取得(借上げを含む。)の日から10年以内に操業が開始されること。 ただし、増設の場合は用地取得の有無を問わない。
2億円	<p>新設又は増設しようとする工場であって、次の要件を具備することが見込まれること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 植物工場(高度な環境制御を行うことにより、野菜等の周年・計画生産を行う栽培施設。 ただし、製造業を営む者が事業主体であるものに限る。)であること。 2 新規地元雇用において、県外に本社を置く企業にあつては、住民票の移動(県外→県内)を伴う転勤者を含めることができる。
5億円	<ol style="list-style-type: none"> 3 工場の敷地面積が9,000㎡以上又は建築面積が3,000㎡以上であること。 ただし、工場立地法に規定する工場適地又は農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に規定する農工団地に立地する場合にあつては、敷地面積及び建築面積について、各々5,000㎡及び1,500㎡とする。 4 用地取得(借上げを含む。)の日から10年以内に操業が開始されること。 ただし、増設の場合は用地取得の有無を問わない。
10億円	<p>新設又は増設しようとするLED関連産業、環境・エネルギー関連産業、医療・介護・健康関連産業、地域ブランド化推進企業、農工連携推進企業又は新分野進出支援企業の関連産業分野の研究所及び研究・開発部門等であつて、次の要件を具備することが見込まれること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 新規地元雇用において、県外に本社を置く企業にあつては、住民票の移動(県外→県内)を伴う転勤者を含めることができる。 また、研究者及び技術者については、県内に本社をおく企業にあつても、住民票の移動(県外→県内)が伴う場合は、新たに地元雇用される者とみなすことができる。 2 投下する固定資産に関して、県外から移転・集約する場合は、移転する研究用機器等の固定資産評価額並びに移転費等も投下する固定資産額に含めることができる。
500万円	<p>過疎地域において新設又は増設しようとする工場であつて、次の要件を具備することが見込まれること。</p>
1,000万円	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域振興に寄与する工場であること。 2 新規地元雇用において、県外に本社を置く企業にあつては、住民票の移動(県外→県内)を伴う転勤者を含めることができる。
1億円	<ol style="list-style-type: none"> 3 用地取得(借上げを含む。)の日から3年以内に操業が開始されること。 ただし、増設の場合は用地取得の有無を問わない。
800万円 (増設の場合は2分の1)	<p>新設又は増設しようとする工場等(借上げも含む)であつて、次の要件を具備することが見込まれること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 徳島大学等県内高等教育機関等と共同研究している企業、起業家支援施設の入居企業又は中小企業新事業活動促進法に基づく「経営革新計画」について県の承認を受けた企業で同事業の実施にあつて金融機関から融資を受けている企業の工場等であること。 2 新規地元雇用において、県外に本社を置く企業にあつては、住民票の移動(県外→県内)を伴う転勤者を含めることができる。 また、研究者及び技術者については、県内に本社をおく企業にあつても、住民票の移動(県外→県内)が伴う場合は、新たに地元雇用される者とみなすことができる。 3 新設の場合は、用地取得(借上げを含む。)の日から3年以内に操業が開始されること。 ただし、増設の場合は用地取得の有無を問わない。
1,400万円 (増設の場合は2分の1)	
2,000万円 (増設の場合は2分の1)	

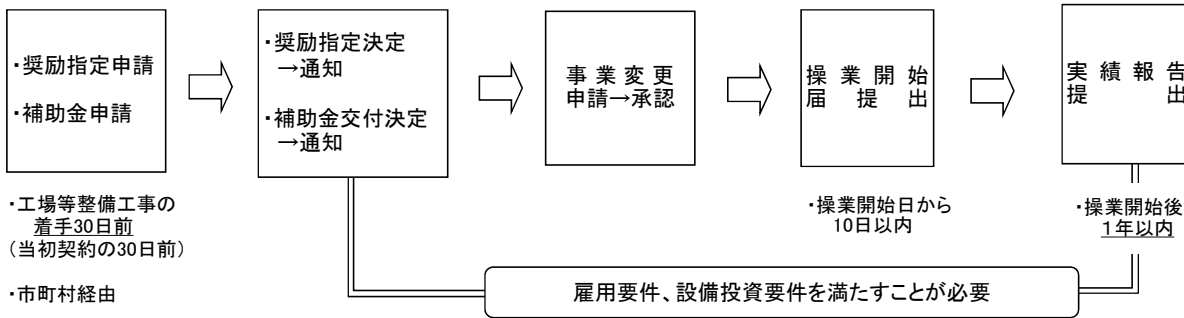
補助事業の種類	補助対象経費	補助率	
地域資源活用・誘客立地促進事業	県外企業が、県内に工場(研究所)を新設又は増設するとともに、徳島県の地域資源を組み合わせた誘客施設を併設(新設)する事業に要する経費	新規地元雇用者が3人以上 投下固定資産額の総額2,000万円以上	投下固定資産額の10%
		新規地元雇用者が5人以上 投下固定資産額の総額5,000万円以上	投下固定資産額の15%
		新規地元雇用者が10人以上 投下固定資産額の総額2億円以上	投下固定資産額の25%
生産拠点強化促進事業	企業が感染症対策に不可欠となる医療品や衛生材料など、健康的な生活を営むうえで重要な製品の生産拠点化を図る既存工場の生産供給体制を強化する事業に要する経費	新規地元雇用者数が10人以上で、 投下固定資産額の総額1億円以上	投下固定資産額の5%
		新規地元雇用者数が20人以上で、 投下固定資産額の総額20億円以上	投下固定資産額の10%
		新規地元雇用者数が50人以上で、 投下固定資産額の総額30億円以上	投下固定資産額の15%
中小企業DX(デジタルトランスフォーメーション)促進事業	中小企業が行う県内既存工場等のDX導入に伴う設備投資に要する経費	雇用を維持し、 投下固定資産額の総額2,000万円以上	投下固定資産額の15%
本社機能移転促進事業	県外企業が、県内に本社機能を移転する事業に要する経費 本社機能とは、企業活動を統括し、経営方針や事務管理の中枢としての意志決定機能(「調査・企画部門」, 「情報処理部門」, 「研究開発部門」, 「国際事業部門」, 「エンシカル消費推進部門」, 「その他管理業務部門」のいずれかを有する事務所または研究所、もしくは研修所であって重要な役割を担う事務所)のことをいう。	新規地元雇用者が3人以上 投下固定資産額の総額1,000万円以上	補助対象経費の25%
		新規地元雇用者が5人以上 投下固定資産額の総額1億円以上	
		新規地元雇用者が10人以上 投下固定資産額の総額10億円以上	
本社機能拡充支援事業	企業が、本社機能を拡充する事業に要する経費 本社機能とは、企業活動を統括し、経営方針や事務管理の中枢としての意志決定機能(「調査・企画部門」, 「情報処理部門」, 「研究開発部門」, 「国際事業部門」, 「エンシカル消費推進部門」, 「その他管理業務部門」のいずれかを有する事務所または研究所、もしくは研修所であって重要な役割を担う事務所)のことをいう。	新規地元雇用者が3人以上 投下固定資産額の総額1,000万円以上	補助対象経費の25%
地域未来投資促進事業	「地域未来投資促進法」に基づき策定した「地域経済牽引事業計画」が承認され、かつ先進性が確認された事業に要する経費	新規地元雇用者が3人以上 投下固定資産額の総額5,000万円以上	補助対象経費の5%

限度額	補助要件
500万円	<p>県外企業(本社所在地が県外)が県内に新設又は増設しようとする工場もしくは研究所であって、次の要件を具備することが見込まれること。</p> <p>1 徳島県の地域資源を組み合わせた誘客施設を併設すること。</p>
2,000万円	<p>2 新規地元雇用において、住民票の移動(県外→県内)を伴う転勤者を含めることができる。</p> <p>3 併設する誘客施設を含めた工場又は研究所の敷地面積が9,000㎡以上又は建築面積が3,000㎡以上であること。 ただし、工場立地法に規定する工場適地又は農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に規定する農工団地に立地する場合にあっては、敷地面積及び建築面積について、各々5,000㎡及び1,500㎡とする。</p>
1億円	<p>4 投下する固定資産に関して、県外から移転・集約する場合は、移転する研究用機器等の固定資産評価額並びに移転費等も投下する固定資産額に含めることができる。</p>
5億円	<p>既存工場の生産供給体制を強化しようとする工場であって、次の要件を具備することが見込まれること。</p> <p>1 感染症対策に不可欠となる医療品や衛生材料など、健康的な生活を営むうえで重要な製品の生産拠点化を図る工場であること。</p>
10億円	<p>2 新規地元雇用において、県外に本社を置く企業にあっては、住民票の移動(県外→県内)を伴う転勤者を含めることができる。</p> <p>3 工場の敷地面積が9,000㎡以上又は建築面積が3,000㎡以上であること。 ただし、工場立地法に規定する工場適地又は農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に規定する農工団地に立地する場合にあっては、敷地面積及び建築面積について、各々5,000㎡及び1,500㎡とする。</p>
1億円	<p>中小企業が行う県内既存工場等のDX導入に伴う設備投資であって、DX導入に係る事業計画において、基準年度と事業完了年度の付加価値額を比較し、操業開始年度から事業計画完了年度までの間、年3%以上増加させるものであること。 ただし事業計画期間は3～5年とする。</p>
2,500万円	<p>県外企業(本社所在地が県外)が県内に本社機能を移転しようとする事業所等であって、次の要件を具備することが見込まれること。</p> <p>1 LED関連産業、環境・エネルギー関連産業、医療・介護・健康関連産業、地域ブランド化推進企業、農工連携推進企業又は新分野進出支援企業の関連産業分野の事業所等であること。</p>
1億円	<p>2 新規地元雇用において、県外に本社を置く企業にあっては、住民票の移動(県外→県内)を伴う転勤者を含めることができる。</p>
10億円	<p>3 研究所にあっては、県外から移転・集約する場合は、移設する研究所用機器等の固定資産評価額並びに移設費等も投下する固定資産額に含めることができる。</p>
2,500万円	<p>本社機能を拡充しようとする事業所等であって、次の要件を具備することが見込まれること。</p> <p>1 LED関連産業、環境・エネルギー関連産業、医療・介護・健康関連産業、地域ブランド化推進企業、農工連携推進企業又は新分野進出支援企業の関連産業分野の事業所等であること。</p> <p>2 新規地元雇用において、県外に本社を置く企業にあっては、住民票の移動(県外→県内)を伴う転勤者を含めることができる。また、研究所における研究者及び技術者については、県内に本社を置く企業にあっては、住民票の移動(県外→県内)が伴う場合は、新たに地元雇用された者と見なすことができる。</p> <p>3 研究所にあっては、県外から移転・集約する場合は、移設する研究所用機器等の固定資産評価額並びに移設費等も投下する固定資産額に含めることができる。</p>
2,500万円	<p>新設又は増設しようとする工場であって、次の要件を具備することが見込まれること。</p> <p>1 地域未来投資促進法に基づき策定した「地域経済牽引事業計画」が承認され、かつ先進性が確認された事業を行う企業等であること。</p> <p>2 新規地元雇用において、県外に本社を置く企業にあっては、住民票の移動(県外→県内)を伴う転勤者を含めることができる。</p>

補助事業の種類	補助対象経費	補助率	
GX投資促進事業 (脱炭素化製品 生産促進)	「産業競争力強化法」に基づき、策定した 「エネルギー利用環境負荷低減事業 適応計画」が認定された事業に要する経費	新規地元雇用が3人以上	補助対象経費の5%
GX投資促進事業 (生産工程 脱炭素化等促進)	「産業競争力強化法」に基づき、策定した 「エネルギー利用環境負荷低減事業 適応計画」が認定された事業に要する経費	雇用を維持し、基準月と比較し 給与等支給総額の伸びが3%以上	補助対象経費の5%
ニューファクトリー 等導入促進事業	補助対象施設(公害防除施設、環境施設、 地域開放型施設、インビテーション施設等)を 設置する事業に要する経費 ただし、増設の場合は、既存の各々の 施設以上の機能や面積等を備えた 施設を設置する事業に要した経費	新規地元雇用者が10人以上で、 (増設の場合においては5人以上) 投下固定資産額の総額1億円以上	当該施設の設置に要する 経費の50%
DX (デジタルトランス フォーメーション) 促進事業	主となる事業に併せて企業が実施する DX導入に要する経費 (対象設備にソフトウェアを含む)	投下した固定資産に主となる事業の補助率を乗じて得た額以内	
事前復興型:企業 防災減災支援 事業	主となる事業の実施に併せて、 常態化・激甚化する「大規模自然災害」に 備えるために、企業BCPIに基づき実施される 津波・浸水への防災減災対策施設の整備に 要する経費	津波・浸水への防災減災対策施設の整備に要する経費に 限り、主となる事業の補助率に100分の10を上乗せした率を 乗じて得た額以内	
雇用奨励事業	企業が雇用奨励工場(事業所)に係る 固定資産の取得、従業員の募集及び 福利厚生施設などの雇用条件の充実に 要する経費	新規地元雇用者1人につき40万円 ただし、LED関連産業、環境・エネルギー関連産業に係る 新設にあつては、新規地元雇用者1人につき70万円 また、60歳以上で当該企業の定年齢を上回る 新規地元雇用者の場合は、1人につき20万円	

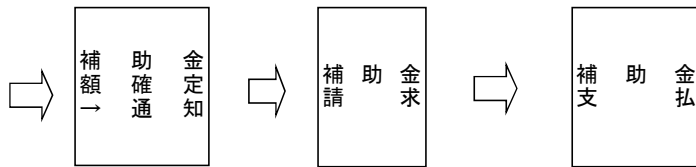
限度額	補助要件
2,500万円	<p>新設又は増設しようとする工場であって、次の要件を具備することが見込まれること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「産業競争力強化法」に基づき、策定した「エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画」が認定された事業を行う企業等であること。 2 新規地元雇用において、県外に本社を置く企業にあつては、住民票の移動(県外→県内)を伴う転勤者を含めることができる。また、研究所における研究者及び技術者については、県内に本社を置く企業にあつても、住民票の移動(県外→県内)が伴う場合は、新たに地元雇用された者と見なすことができる。
2,500万円	<p>新設又は増設しようとする工場であって、次の要件を具備することが見込まれること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「産業競争力強化法」に基づき、策定した「エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画」が認定された事業を行う企業等であること。 2 事業計画において、基準月と実績対象月の雇用者給与等支給額を比較し、3%以上増加させるものであること。 3 雇用を維持すること。
各事業毎に5,000万円 ただし、同時に複数の事業を実施する場合にあつては、1工場当たりの交付限度額は1億円とする	<p>新設又は増設しようとする工場であって、次の要件を具備することが見込まれること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域環境との調和、地域社会への貢献等に特に配慮した工場及び事業所建設及び増設を行うこと。 2 新規地元雇用において、県外に本社を置く企業にあつては、住民票の移動(県外→県内)を伴う転勤者を含めることができる。 3 工場の敷地面積が9,000㎡以上又は建築面積が3,000㎡以上であること。 ただし、工場立地法に規定する工場適地又は農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に規定する農工団地に立地する場合にあつては、敷地面積及び建築面積について、各々5,000㎡及び1,500㎡とする。 4 新設の場合は、用地取得(借上げを含む。)の日から10年以内に操業が開始されること。 ただし、増設の場合は用地取得の有無を問わない。
主となる事業の限度額	<ol style="list-style-type: none"> 1 LED関連産業、環境・エネルギー関連産業、医療・介護・健康関連産業、地域ブランド化推進企業、農工連携推進企業、新分野進出支援企業、研究所、地方創生モデル工場、ベンチャー工場(事業所)、地域資源活用・誘客立地促進企業、生産拠点強化促進工場、地域未来投資促進企業、本社機能移転事務所又は本社機能拡充事業所の奨励指定を受けようとする工場等(主となる事業)の新增設と併せて行うDX導入であること。 2 基準年度と事業計画完了年度の付加価値額を比較し、操業開始年度から事業計画完了年度までの間、年3%以上増加させる事業計画(3～5年)であること。
主となる事業の限度額に、その限度額の100分の20を乗じたものを加えた額までとする。 ただし、この限度額は主となる事業の補助金と、本事業による防災減災対策施設に要する補助金の合計額とする。	<ol style="list-style-type: none"> 1 LED関連産業、環境・エネルギー関連産業、医療・介護・健康関連産業、地域ブランド化推進企業、農工連携推進企業、新分野進出支援企業、研究所、地方創生モデル事業、ベンチャー工場(事業所)、地域資源活用・誘客立地促進企業、生産拠点強化促進工場、地域未来投資促進事業、本社機能移転事務所又は本社機能拡充事業所の奨励指定を受けようとする工場等(主となる事業)の新增設と併せて行う、企業BCPIに基づく津波・浸水対策であること。 2 津波対策については、津波災害警戒区域内での施設であること。 3 浸水対策については、洪水浸水想定区域内での施設であること。
6,000万円	<ol style="list-style-type: none"> 1 LED関連産業、環境・エネルギー関連産業、医療・介護・健康関連産業、地域ブランド化推進企業、農工連携推進企業、新分野進出支援企業、研究所、地方創生モデル工場、ベンチャー工場(事業所)、地域資源活用・誘客立地促進企業若しくは生産拠点強化促進工場の奨励指定を受けようとする工場及び事業所であつて、新たに地元雇用される者が10人以上であること又は本社機能移転事業所、本社機能拡充事業所若しくは地域未来投資促進企業の奨励指定を受けようとする事業所等であつて、新たに地元雇用される者が3人以上であること。 2 新規地元雇用において、県外に本社を置く企業にあつては、新たに地元雇用される者の中に、住民票の移動(県外→県内)を伴う転勤者を含めることができる。研究所、ベンチャー工場(事業所)又は本社機能拡充事務所(ただし研究所に限る。)における研究者及び技術者については、県内に本社を置く企業にあつても、住民票(県外→県内)が伴う場合は、新たに地元雇用される者と見なすことができる。

企業立地補助制度の手続き



留意事項

- 1 製造業を営むための工場にあっては、LED関連産業、環境・エネルギー関連産業、医療・介護・健康関連産業、地域ブランド化推進企業、農工連携推進企業、新分野進出支援企業、地方創生モデル工場、ベンチャー工場、地域資源活用・誘客立地促進企業、生産拠点強化促進工場、中小企業DX(デジタルトランスフォーメーション)工場、地域未来投資促進企業、GX投資促進企業の指定区分のいずれか一つを指定するものとする。
- 2 研究を行う事業所にあつては、研究所、ベンチャー事業所、地域資源活用・誘客立地促進企業、中小企業DX(デジタルトランスフォーメーション)、本社機能移転事務所、本社機能拡充事務所の指定区分のいずれか一つを指定するものとする。
- 3 上記1、2の場合以外は、複数の指定区分を同時に指定できるものとする(中小企業DX(デジタルトランスフォーメーション)工場は除く)。



留意事項

- 4 上記1, 2に掲げた補助事業とニューファクトリー等導入促進事業, DX(デジタルトランスフォーメーション)促進事業, 雇用奨励事業を併せて受ける場合にあっても, 補助金の合計額は上記1, 2に掲げた補助事業の限度額とする。
- 5 雇用奨励事業については, 補助金の実績報告時における県内の既設の工場等の常用労働者数が, 奨励指定時点における県内の既設の工場等の常用労働者数よりも減少している場合は, 当該減少分を新たに雇用される者から控除した数を新規地元雇用者数とする。
- 6 補助事業の実施に際し, 金融機関の融資を受け, 担保設定する場合は, 別途手続が必要である。
- 7 補助事業の申請前に, 工事に係る契約を行うなど事業着手している場合は, 補助対象外とする。

企業立地補助制度(県外企業の新設)

◇ 成長分野企業

補助事業の種類	補助対象経費	補助率	
LED関連産業 立地促進事業	企業がLED関連産業や電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具等に係る工場を新設する事業に要する経費	新規地元雇用者数が10人以上で、 投下固定資産額の総額3億円以上	投下固定資産額の10%
		新規地元雇用者数20人以上で、 投下固定資産額の総額20億円以上	投下固定資産額の15%
		新規地元雇用者数50人以上で、 投下固定資産額の総額30億円以上	投下固定資産額の25%
環境・エネルギー 関連産業 立地促進事業	企業がリチウムイオン電池、太陽電池等環境配慮型産業に係る工場を新設する事業に要する経費	新規地元雇用者数が10人以上で、 投下固定資産額の総額3億円以上	投下固定資産額の10%
		新規地元雇用者数が20人以上で、 投下固定資産額の総額20億円以上	投下固定資産額の15%
		新規地元雇用者数が50人以上で、 投下固定資産額の総額30億円以上	投下固定資産額の25%
医療・介護・健康 関連産業 立地促進事業	企業が医薬品、医療機器、介護用品、機能性健康食品等医療・介護・健康関連産業に係る工場を新設する事業に要する経費	新規地元雇用者数が10人以上で、 投下固定資産額の総額3億円以上	投下固定資産額の10%
		新規地元雇用者数が20人以上で、 投下固定資産額の総額20億円以上	投下固定資産額の15%
		新規地元雇用者数が50人以上で、 投下固定資産額の総額30億円以上	投下固定資産額の20%
雇用奨励事業	企業が雇用奨励工場(事業所)に係る固定資産の取得、従業員の募集及び福利厚生施設などの雇用条件の充実に要する経費	新規地元雇用者1人につき40万円 ただし、LED関連産業、環境・エネルギー関連産業に係る新設にあつては、新規地元雇用者1人につき70万円 また、60歳以上で当該企業の定年齢を上回る新規地元雇用者の場合は、1人につき20万円	

◇ 経済波及効果の大きい業種

補助事業の種類	補助対象経費	補助率	
地域ブランド化 推進企業 立地促進事業	企業が自動車、航空機、船舶、鉄道車両等、地元企業への発注が多く、経済波及効果の大きい工場を新設する事業に要する経費	新規地元雇用者数が10人以上で、 投下固定資産額の総額1億円以上	投下固定資産額の10%
		新規地元雇用者数が20人以上で、 投下固定資産額の総額20億円以上	投下固定資産額の15%

限度額	補助要件
5億円	新設しようとする工場であって、次の要件を具備することが見込まれること。 1 「LED/パレイ構想」に参画する企業等によるLED関連業種や、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具等の生産を行う業種であること。
10億円	2 新規地元雇用において、県外に本社を置く企業にあつては、住民票の移動(県外→県内)を伴う転勤者を含めることができる。
15億円	3 工場の敷地面積が1,000㎡以上であること。 4 用地取得(借上げを含む。)の日から10年以内に操業が開始されること。 ただし、増設の場合は用地取得の有無を問わない。
5億円	新設しようとする工場であって、次の要件を具備することが見込まれること。 1 リチウムイオン電池関連業種、太陽電池関連業種、次世代輸送用機器関連業種、環境対応新素材関連業種等の環境配慮型産業関連業種であること。
10億円	2 新規地元雇用において、県外に本社を置く企業にあつては、住民票の移動(県外→県内)を伴う転勤者を含めることができる。
15億円	3 工場の敷地面積が1,000㎡以上であること。 4 用地取得(借上げを含む。)の日から10年以内に操業が開始されること。 ただし、増設の場合は用地取得の有無を問わない。
5億円	新設しようとする工場であって、次の要件を具備することが見込まれること。 1 「健康・医療クラスター構想」に参画する企業等による健康医療関連業種又は医薬品、医療機器、介護用品、機能性健康食品等を生産する医療・介護・健康関連業種であること。
10億円	2 新規地元雇用において、県外に本社を置く企業にあつては、住民票の移動(県外→県内)を伴う転勤者を含めることができる。 3 工場の敷地面積が1,000㎡以上であること。 4 用地取得(借上げを含む。)の日から10年以内に操業が開始されること。 ただし、増設の場合は用地取得の有無を問わない。
6,000万円	1 LED関連産業、環境・エネルギー関連産業、医療・介護・健康関連産業の奨励指定を受けようとする工場であつて、新たに地元雇用される者が10人以上であること。 2 新規地元雇用において、新たに地元雇用される者の中に、住民票の移動(県外→県内)を伴う転勤者を含めることができる。

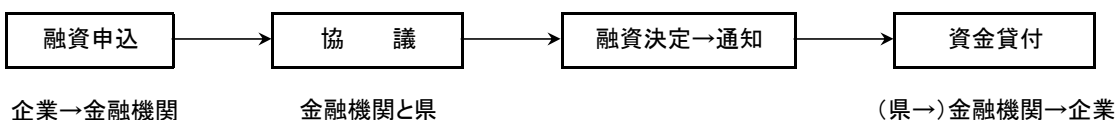
限度額	補助要件
5億円	新設しようとする工場であつて、次の要件を具備することが見込まれること。 1 自動車、航空機、船舶、鉄道車輛等の製造工場であること。(部分品製造工場、修理工場は除く。) 2 新規地元雇用において、県外に本社を置く企業にあつては、住民票の移動(県外→県内)を伴う転勤者を含めることができる。
10億円	3 工場の敷地面積が9,000㎡以上又は建築面積が3,000㎡以上であること。 ただし、工場立地法に規定する工場適地又は農村地域工業導入促進法に規定する農工団地に立地する場合にあつては、敷地面積及び建築面積について、各々5,000㎡及び1,500㎡とする。 4 用地取得(借上げを含む。)の日から10年以内に操業が開始されること。 ただし、増設の場合は用地取得の有無を問わない。

融資制度の概要

企業が徳島県内に工場を設置する場合において、次に掲げる要件に該当するときには、当該企業は金融機関を通じて融資を受けることができます。(ただし、金融機関の審査があります。)

名称	制度の内容	融資条件				融資の要件
		利率	償還期限	据置期間	融資額	
企業立地資金貸付金	工場等の新增設に要する設備資金 (建物建設費、機械設備費等)に対して融資を受けることができます。	年 1.95% 以内	10年	2年	1工場につき 5億円以内 (ベンチャー工場(事業所)については2億円以内) ただし、工場等の新增設に要する設備資金の4/5以内	○ 「LED関連産業」 「環境・エネルギー関連産業」 「医療・介護・健康関連産業」 「地域ブランド化推進企業」 「農工連携推進企業」 「新分野進出支援企業」 「研究所」 「地方創生モデル工場」 「ベンチャー工場(事業所)」 「地域資源活用・誘客立地促進企業」 「生産拠点強化促進工場」 「中小企業DX(デジタルトランスフォーメーション)工場」 「本社機能移転事業所」 「本社機能拡充事業所」 「地域未来投資促進企業」 「GX投資促進企業」 「ニューファクトリー工場」 「DX(デジタルトランスフォーメーション)工場」 「事前復興型:企業防災減災支援施設」 の奨励指定を受けた者
工業用水使用合理化設備資金貸付金	工場における水使用の合理化を図るための設備の新增設に要する設備資金及び工業用水道設備の耐震化に必要な設備資金に対する融資を受けることができます。 (ただし、用地取得費を除く)	年 1.95% 以内	10年	2年	1工場につき 3億円以内 ただし、工場等の新增設に要する設備資金の4/5以内	○ 製造業を営む事業者であること。

融資制度の手続



地域未来投資促進法に基づく支援制度

＜地域未来投資促進法とは＞

地域の特性を生かした高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済的波及効果を及ぼすような「地域経済を牽引する事業（地域経済牽引事業）」を実施する幅広い分野の事業者等を支援します。 ※県及び市町村にて基本計画を策定。

＜徳島県の基本計画＞

【基本計画の概要】

- ・促進区域 徳島県全域
- ・事業分野
 - ①機械器具等製造業の産業集積を活用した成長ものづくり分野
(LED、CFRP（炭素繊維強化プラスチック）、リチウムイオン電池、金属機械 等)
 - ②化学工業の産業集積を活用した成長ものづくり分野
(医薬品、化学品、化粧品、健康食品、医療・福祉機器 等)
 - ③パルプ・紙・紙加工品製造業の産業集積を活用した成長ものづくり分野
(パルプ、紙、紙加工品、CNF（セルロースナノファイバー）等)
 - ④食料品製造業等の産業集積を活用した成長ものづくり分野
(徳島県の地場産業（木材・木工、農林畜水産物を活用した食品、繊維 等))
 - ⑤全国屈指のブロードバンド環境等のインフラを活用したIT産業関連分野
(コールセンター 等)
- ・計画期間 平成29年9月29日～令和5年3月31日

＜主な支援措置＞

下記の支援措置を活用するためには、基本計画に基づき「地域経済牽引事業計画」を策定し、知事の承認を受ける必要があります。また、知事の承認後、国において事業の先進性等の確認を行います。

※事業の着手前に計画の承認を受けることが必要です。

※知事の承認は各支援措置を利用するための要件であり、それぞれの支援措置を受けるときは、関係機関に相談してください。

※前年度の減価償却費の10%を超える設備投資が対象です。

■国税(法人税または所得税)の課税の特例

設備投資（総投資額2,000万円以上）を行った初年度の法人税または所得税が軽減。（税額控除もしくは特別償却による）

対象設備	特別償却	税額控除
機械装置・器具備品	40%	4%
機械装置・器具備品(*)	50%	5%
建物・附属設備・構築物	20%	2%

*国が定める「上乗せ要件」を満たす場合

■県税(不動産取得税)の課税免除

□ 対象施設

土地・家屋（例：工場）・構築物の取得価額の合計額が1億円（農林漁業及びその関連業種は5,000万円）を超えるもの

□ 不動産取得税 土地・家屋など不動産の取得に対して課税される県税

税額（土地）：不動産の価格（課税標準額 ※）×税率（3%）

税額（家屋）：不動産の価格（課税標準額）×税率（4%）

※宅地及び宅地並評価土地等を取得した場合は、「不動産の価格×1/2」が課税標準額になります。

※固定資産税の課税免除等を設けている市町村もありますのでご確認ください。

情報通信関連事業立地促進補助制度の概要

■対象事業、補助要件

事業の内容	補助要件
コールセンター データセンター 事務処理センター クラウドサービス等	新設しようとする事業所であって、新規地元雇用される者が操業開始の日から1年以内に10人以上であることが見込まれること。 ※過疎地域においては、住民票の異動（県外→県内）を伴う転勤者を5人まで含むことができる。
デジタルコンテンツ	新設しようとする事業所であって、新規地元雇用される者が操業開始の日から1年以内に5人以上であることが見込まれること。 ※過疎地域においては、住民票の異動（県外→県内）を伴う転勤者を3人まで含むことができる。
Society5.0関連技術研究 開発事業	新設しようとする事業所であって、新規地元雇用される者又は住民票の異動（県外→県内）を伴う転勤者が操業開始の日から1年以内に5人以上（過疎地域にあつては3人以上）であることが見込まれること。
本社機能移転事業	本社機能に移転しようとする事業所であって、本社機能の業務に従事する者（新規地元雇用者又は住民票の異動（県外→県内）を伴う転勤者）が本社機能移転の日から1年以内に5人以上（過疎地域にあつては3人以上）であることが見込まれること。

- ◇ 「新規地元雇用」とは、採用日の前日に県内に住所を有していた者を、当該奨励指定事業所の常用労働者として新たに雇用し、当該指定申請者の県内雇用者数の増加につながるものをいう。
- ◇ コールセンターは、「インバウンド事業」を対象とする。
- ◇ 「Society5.0関連技術研究開発事業」とは、Society5.0関連技術（AI（機械学習、ディープラーニング、ビッグデータ解析又は自然言語処理）、5G、RPA、IoT、ロボット）を活用したソフトウェア、製品、サービスの研究開発を行う事業をいう。

■支援の内容

補助対象経費	補助内容
新規地元雇用者増に対する助成 ※初年度は、新規地元雇用者数を補助 次年度以降は、純増分を補助	① 補助金 ・期間の定めのない従業員 1名につき70万円 （デジタルコンテンツ事業は、50万円） ・週30時間以上勤務の契約、パート社員等 1名につき40万円 （デジタルコンテンツ事業は、30万円） ② 助成期間：操業開始から5年間
雇用者増に対する助成 （Society5.0関連技術研究開発事業及び本社機能移転事業のみ） ※初年度は、雇用者数を補助 次年度以降は、純増分を補助	① 補助金 ・期間の定めのない従業員 1名につき100万円 ・週30時間以上勤務の契約、パート社員等 1名につき40万円 ② 助成期間：操業開始又は本社機能移転から5年間 ※雇用者増は、新規地元雇用者又は住民票の異動（県外→県内）を伴う転勤者
事業所賃料 専用通信回線使用料	① 補助率：1/2（限度額2,000万円/年） （デジタルコンテンツ事業は、限度額1,000万円/年） ② 助成期間：操業開始又は本社機能移転から5年間
リース経費 ※5年以上の契約機器等が対象	① 補助率：1/2（限度額1,000万円） （デジタルコンテンツ事業は、限度額500万円） ② 助成期間：初年度のみ
投下固定資産 ※奨励指定日以降で、操業開始から1年以内に整備したもの	① 補助率：1/5（限度額2,000万円） ② 対象：土地を除く投下固定資産 （サーバー等で用いるソフトウェアの経費を含む）
新規地元雇用者の研修に要する費用 ※採用後6か月に満たない新規地元雇用者を、徳島県内で研修する場合は対象 （県外からの講師旅費等）	① 補助率：・委託研修：1人10万円を限度に所要額の1/2 （デジタルコンテンツ事業は、5万円を限度に所要額の1/2） ・企業内研修：1人5万円を限度に所要額の1/2 （デジタルコンテンツ事業は、3万円を限度に所要額の1/2） （限度額1,000万円/年） ② 助成期間：操業開始又は本社機能移転から5年間
県内高等教育機関との共同研究に要する費用 （Society5.0関連技術研究開発事業のみ）	① 補助率：1/2（限度額100万円/年） ② 助成期間：操業開始から5年間

※デジタルコンテンツ事業において、操業開始から5年以内に新規地元雇用者が10名を超えた場合は、超えた年度から、10人以上の補助金の額及び限度額を適用する。

過疎地域等におけるSOHO事業者等に対する補助制度の概要

■対象事業、補助要件

事業の内容	補 助 要 件
事業所開設	1 指定申請時に県外でクリエイティブ・SOHO 事業を営んでいる事業者であること 2 法人事業者の場合は、県内過疎市町村において常駐し、従前の事業活動を継続して5年以上行うこと 3 個人事業者の場合は、過去3年間の平均年間所得が600万円以上であるか、その所得が見込まれること 4 個人事業者においては、県内過疎地域に移住（住民票の移動が伴う）し、継続して5年以上在住するとともに、従前の事業活動を行うこと 5 事業所開設に係る本県の他の補助金を受けていないこと
本社機能移転 本社機能拡充 （県外→県内）に限る	1 指定申請時に県外にて、クリエイティブ・SOHO 事業に該当する事業を営んでいる、法人事業者であること 2 県内にクリエイティブ・SOHO 事業を営む事業所を有していること ただし、本社機能の移転と同時に、県内にクリエイティブ・SOHO 事業を営む事業所を新設する場合は、この限りではない 3 県内過疎市町村において常駐し、従前の事業活動を継続して5年以上行うこと 4 本社機能移転又は拡充に係る本県の他の補助金を受けていないこと

※1 上記指定要件において、次のいずれかに該当する場合は、「県内過疎市町村」を「県内市町村」に読み換える。
 (1) 徳島版「地方創生特区」の指定(この要綱の目的に合致した事業に限る。)を受けた市町村に開設する事業所
 (2) クリエイティブ事業のうち、Web制作・デジタルコンテンツ制作関連、システム開発・プログラミング関連、CG・ゲーム・ソフト制作関連、デザイン・写真・イラスト関連、音楽・アート・芸能関連の事業所

■支援の内容

補助対象経費	補 助 内 容	適用期間
各種事務機器及び通信回線使用料	補助率：1/2 限度額：100万円/年 本社機能移転又は拡充の指定を受けた事業所で、新規地元雇用者が5名以上の場合は1,000万円/年	操業開始、本社機能移転又は拡充から3年以内
事務所等不動産資産の賃借料	補助率：1/2 限度額：100万円/年 本社機能移転又は拡充の指定を受けた事業所で、新規地元雇用者が5名以上の場合は1,000万円/年	本社機能移転又は拡充の指定を受けた事業所は、既に補助を受けた期間を含め最長5年間
新規地元雇用者増に対する助成 ※操業開始、本社機能移転又は拡充から3年以内に新規地元雇用者を3名以上雇用すること。 ただし、本社機能移転又は拡充においては、新たに地元雇用される者の中に、住民票の移動(県外→県内)を伴う転勤者を含めることができる。	補助金 ・期間の定めのない労働者 1人あたり30万円 ・週30時間以上勤務する契約社員又はパート社員 1人あたり15万円 本社機能移転又は拡充の指定を受けた事業所で、新規地元雇用者が5名以上の場合は、 ・期間の定めのない労働者 1人あたり50万円 ・週30時間以上勤務する契約社員又はパート社員 1人あたり30万円	本社機能移転又は拡充の指定を受けた事業所は、既に補助を受けた期間を含め最長5年間

※ 新規地元雇用

採用日の前日に県内に住所を有していた者を、指定事業所の常用労働者として、新たに雇用し、指定申請者の県内雇用者数の増加につながるものをいう。(奨励指定日以降新たに県外で雇用され、県内に移転し、住民票を県内に移した者を含む。)

※ 過去に事業所開設の指定を受けた事業者が、本社機能移転又は拡充の指定を受けた場合、事業所開設に際して既に補助を受けた経費は本社機能移転又は拡充の補助対象から除外する。

● クリエイティブ事業の例

Web制作・デジタルコンテンツ制作関連
 システム開発・プログラミング関連
 CG・ゲーム・ソフト制作関連
 デザイン・写真・イラスト関連
 音楽・アート・芸能関連
 インテリア・設計関連
 技術開発・製造加工関連

● SOHO事業の例

各種インターネットサービス・eビジネス
 出版・編集関連
 マーケティング・調査・企画関連
 広告・広報関連
 コンサルティング関連
 教育・医療・福祉・健康関連
 販売・代理店関連

外資系企業等誘致事業補助制度の概要

■対象事業、補助要件

事業の内容	補 助 要 件
事業所開設	1 外資系企業等が本県に新設しようとする事業所であること 2 職員が常駐し、事業活動を継続して5年以上行うこと 3 事業所の開設に係る本県の他の補助金を受けていないこと 4 本県の産業振興に資する事業活動を行うものであること

※ 外資系企業等

会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する外国会社又は外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）第 26 条に規定する外国投資家が出資金額の 3 分の 1 超を出資した会社をいう。

■支援の内容

補助対象経費	補 助 内 容	適用期間
各種事務機器及び 通信回線使用料	補助率：1 / 2 限度額：1,000 万円／年	操業開始から 3 年以内
事業所等不動産資産 の賃借料	補助率：1 / 2 限度額：1,000 万円／年	操業開始から 3 年以内
雇用者増に対する 助成 ※雇用者 新規地元雇用者又 は住民票の移動(県 外→県内)を伴う転 勤者	補助金 ・期間の定めのない従業員 1 名につき 50 万円 ・週 30 時間以上勤務の契約社員又はパート社員 1 名につき 30 万円	操業開始から 3 年以内

※新規地元雇用

採用日の前日に県内に住所を有していた者を、指定事業所の常用労働者として、新たに雇用し、指定申請者の県内雇用者数の増加につながるものをいう。

オンリーワン支援体制

新規立地から次期増設

さらに

販路拡大までを支援！

◆ ワンストップサービスによる支援

● 立地前

- 工場用地確保、各種許認可、人材確保等について、
ワンストップサービスによるきめ細やかな支援体制を構築
- ・環境、都市計画、労働、農地、教育の担当者による一括相談
 - ・県、市町村、関係機関の連携した支援

● 立地後

- きめ細やかな「アフターフォロー」
- ・増設などの際の諸手続き、従業員の確保など

ワンストップサービス窓口

商工労働観光部
企業支援課

TEL 088-621-2155

◆ 販路拡大支援（お試し発注制度）

○ 事業内容

県内企業が開発した新商品等の販路開拓を支援するため、
県が率先して購入

○ 対象事業

公設試験研究機関との共同開発を行う企業、
サテライトオフィス進出企業、LED認証制度の認定企業など、
「新商品の開発」や「成長分野への進出」に取り組む
企業を支援

産業人材の育成・確保

◆ 「県立テクノスクール」での人材育成

「オーダーメイド型」 の在職者訓練

- 企業ニーズに応じた訓練を実施
- 受講者1人から対応

産業人材育成支援協定

- 目的
産業界のニーズに応じた技術・技能を有する「実践的な能力を備えた産業人材」を育成
- 協定団体
県、商工会議所連合会、商工会連合会、中小企業団体中央会、経営者協会、信用保証協会、とくしま産業振興機構 等
- 協定内容
・教育訓練（講座、指導者、検定試験等）の充実、情報提供
・産業人材育成に関する連携事業の企画 等

◆ とくしま経営塾「平成長久館」

企業の“人財”育成を支援

- 企業の人財育成を支援する各種研修を実施

経営理念や経営戦略をはじめ、現場改善・スキルアップ研修など、様々な講座を実施しています。

- ・年間約60講座を開催
- ・年間約6千人の方が受講

- 主な研修・講座

- 経営者向け
・BCPTトップセミナー、健康経営セミナー 等
- 管理者・現場リーダー向け
・マネジメント能力向上リーダー研修 等
- 担当者向け
・プレゼンテーション能力向上研修
・デジタルコンテンツビジネス入門セミナー 等

◆ 大学等と連携した人材育成・確保

県外大学との就職支援協定

U・I・Jターンを促進し、人材確保・地域の活性化を図る

- 協定締結大学

龍谷大学 関西学院大学 立命館大学 京都女子大学 武庫川女子大学 関西大学
同志社大学 神戸学院大学 京都産業大学 近畿大学 岡山理科大学 日本大学
神戸女子大学

- 協定内容

- ・学生への県内企業の情報や各種イベント周知
- ・大学内における合同企業説明会の開催
- ・県内企業のインターンシップの受入支援
- ・保護者向け就職セミナーの開催
- ・その他、学生のUターン就職支援

開発指定地域一覧

指定区分		過疎地域
市町村名		
徳島市		
鳴門市		
小松島市		
阿南市	旧阿南市	
	旧那賀川町	
	旧羽ノ浦町	
吉野川市	旧鴨島町	
	旧川島町	
	旧山川町	○
	旧美郷村	○
阿波市	旧吉野町	
	旧土成町	☆
	旧市場町	○
	旧阿波町	
美馬市	旧脇町	○
	旧美馬町	○
	旧穴吹町	○
	旧木屋平村	○
三好市	旧三野町	○
	旧池田町	○
	旧山城町	○
	旧井川町	○
	旧東祖谷山村	○
	旧西祖谷山村	○
勝浦町		○
上勝町		○
佐那河内村		○
石井町		
神山町		○

指定区分		過疎地域
市町村名		
那賀町	旧鷲敷町	○
	旧相生町	○
	旧上那賀町	○
	旧木沢村	○
牟岐町	旧木頭村	○
	牟岐町	○
美波町	旧由岐町	○
	旧日和佐町	○
海陽町	旧海南町	○
	旧海部町	○
	旧穴喰町	○
松茂町		
北島町		
藍住町		
板野町		
上板町		
つるぎ町	旧半田町	○
	旧貞光町	○
	旧一宇村	○
東みよし町	旧三好町	○
	旧三加茂町	☆

☆ 準過疎地域

☆ホームページで最新情報をご覧いただけます
<http://www.pref.tokushima.jp/promoting/>

○ 徳島県商工労働観光部企業支援課

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地

TEL(088)621-2155

FAX(088)621-2853

○ 徳島県東京本部

〒102-0093 東京都千代田区平河町2丁目6番3号都道府県会館14階

TEL(03)5212-9022

FAX(03)5212-9023

○ 徳島県関西本部

〒542-0081 大阪市中央区南船場3丁目9番10号

TEL(06)6251-3273

FAX(06)6251-3380